

有価証券の時価等情報（単体）

有価証券関係

(単位 百万円)

満期保有目的の債券

	種 類	平成25年度中間期（平成25年9月30日現在）			平成26年度中間期（平成26年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	905	907	2	550	550	0
	その他	4,000	4,032	32	6,000	6,208	208
	小 計	4,905	4,940	35	6,550	6,759	209
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,347	2,303	△ 43	2,585	2,543	△ 42
	その他	6,000	5,709	△ 290	3,000	2,851	△ 148
	小 計	8,347	8,013	△ 333	5,585	5,394	△ 190
合 計		13,252	12,953	△ 298	12,135	12,154	19

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(平成25年9月30日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式36百万円、関連法人等株式26百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(平成26年9月30日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式26百万円、関連法人等株式9百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

その他有価証券

	種 類	平成25年度中間期（平成25年9月30日現在）			平成26年度中間期（平成26年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,391	2,268	3,122	7,562	2,521	5,040
	債券	277,165	271,314	5,851	297,285	290,444	6,840
	国債	164,383	160,181	4,202	191,409	186,079	5,330
	地方債	42,050	41,197	852	30,951	30,263	688
	社債	70,731	69,934	796	74,923	74,101	822
	その他	26,554	21,774	4,780	33,604	27,113	6,491
	小 計	309,111	295,356	13,754	338,451	320,079	18,372
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	840	921	△ 80	538	556	△ 17
	債券	45,382	45,495	△ 113	14,319	14,334	△ 14
	国債	30,527	30,593	△ 66	5,997	6,003	△ 6
	地方債	890	891	△ 0	3,204	3,209	△ 4
	社債	13,964	14,010	△ 45	5,118	5,121	△ 3
	その他	6,266	6,672	△ 406	7,631	7,856	△ 225
	小 計	52,488	53,089	△ 600	22,489	22,747	△ 257
合 計		361,600	348,446	13,153	360,941	342,826	18,114

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)	平成26年度中間期 (平成26年9月30日現在)
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	592	615
その他	19	15
合 計	611	631

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

減損処理を行った有価証券

(平成25年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(平成26年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、3百万円（時価を把握することが極めて困難と認められる株式）であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

金銭の信託関係

(単位 百万円)

運用目的の金銭の信託

種 別	平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)		平成26年度中間期 (平成26年9月30日現在)	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	5,000	—	2,964	△ 35

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

その他有価証券評価差額金

(単位 百万円)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

種 類	平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)	平成26年度中間期 (平成26年9月30日現在)
評価差額	13,153	18,114
その他有価証券	13,153	18,114
その他の金銭の信託	—	—
(△) 繰延税金負債	4,501	6,248
その他有価証券評価差額金	8,652	11,866